

1. 議事日程

〔平成28年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成28年 6月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 同意第3号 安芸高田市副市長の選任の同意について |
| 日程第5 | 同意第4号 安芸高田市監査委員の選任の同意について |
| 日程第6 | 同意第5号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第7 | 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第8 | 同意第7号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第9 | 同意第8号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第10 | 施政方針 |
| 日程第11 | 議案第55号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第56号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第57号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第58号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第59号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第46号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第47号 安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第48号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第49号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第50号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第51号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第52号 市道の路線認定について |
| 日程第23 | 議案第53号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例 |
| 日程第24 | 議案第54号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について |

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 玉重輝吉 | 2番 | 玉井直子 |
| 3番 | 久保慶子 | 4番 | 下岡多美枝 |
| 5番 | 前重昌敬 | 6番 | 石飛慶久 |
| 7番 | 児玉史則 | 9番 | 水戸眞悟 |
| 10番 | 先川和幸 | 11番 | 熊高昌三 |
| 12番 | 宍戸邦夫 | 13番 | 秋田雅朝 |
| 14番 | 塚本近 | 15番 | 藤井昌之 |
| 16番 | 金行哲昭 | 17番 | 青原敏治 |
| 18番 | 山本優 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

8番 大下正幸

4. 会議録署名議員

9番 水戸眞悟 10番 先川和幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | | | |
|-------------|--------|---------------|--------|
| 市長 | 浜田一義 | 教育長 | 永井初男 |
| 総務部長 | 杉安明彦 | 企画振興部長 | 西岡保典 |
| 市民部長 | 小笠原義和 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 可愛川實知則 |
| 産業振興部長 | 清水勝 | 産業振興部特命担当部長 | 山平修 |
| 建設部長兼公営企業部長 | 伊藤良治 | 教育次長 | 叶丸一雅 |
| 消防長 | 久保高憲 | 会計管理者 | 広瀬信之 |
| 八千代支所長 | 佐々木早百合 | 美土里支所長 | 毛利幹夫 |
| 高宮支所長 | 中谷文彦 | 向原支所長 | 神岡眞信 |
| 総務課長 | 土井実貴男 | 財政課長 | 河本圭司 |
| 政策企画課長 | 猪掛公詩 | | |

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 外輪勇三 | 事務局次長 | 森岡雅昭 |
| 総務係長 | 國岡浩祐 | 専門員 | 大足龍利 |



午前10時00分 開会

- 山本議長 定刻となりました。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より私債権の放棄について、3件の報告がありました。
第3点、市長より工事請負契約の締結について、3件の報告がありました。
第4点、市長より平成27年度安芸高田市一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書についての報告がありました。
第5点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。
第6点、監査委員より平成28年4月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番水戸眞悟君、及び10番 先川和幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会から報告をいたします。
平成28年第2回定例会の運営につきまして、去る5月11日及び6月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの18日間といたします。

議事の都合により、6月11日から6月12日並びに、6月18日から6月26日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意6件、議案14件、発議1件の計22件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第46号及び第49号の2件は総務企画常任委員会へ、議案第50号及び第51号の2件を文教厚生常任委員会へ、議案第53号を産業建設常任委員会へ、議案第55号から第59号までの5件を予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

諮問1件、同意6件、議案4件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、発議第2号の取り扱いについては、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うようにいたします。

6月3日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会及び総務企画常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、6月15日を6人、16日を5人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○山本議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成28年第2回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん、御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、諮問1件、同意6件、議案14件を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦をするに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である向原町の兼光洋子委員の任期が、本年9月30日をもって満了することから、後任候補者として引き続き兼光洋子さんを推薦するものであります。

兼光洋子さんは、平成25年から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第3号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○山本議長 日程第4、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市副市長として、竹本峰昭さんを6月10日付で選任をいたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

竹本さんは、甲田町のお住まいでございまして、昭和47年に地元の高校を、昭和52年に大学卒業と同時に、旧高田郡甲田町に地方公務員として奉職をされております。その後、甲田町職員として、また市町村合併を経て安芸高田市職員として、地方行政一筋に歩んでこられた方でございます。本市の企画振興部長などを歴任されており、豊かな行政経験に加え、地域においても中心的な役割や活動を通して、幅広い知見を有し

ておられる方であります。

今後、ますます厳しい行政運営と経営を迫られる本市にとって、必要かつ有益な人材であり、安芸高田市の副市長として適任であると確信をしておるところでございます。

どうかよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第3号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

○山本議長 暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第4号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○山本議長 日程第5、同意第4号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第4号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち、木原張登さんの任期が本年6月14日をもって満了になることに伴い、新たに女鳥清治さんを委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

女鳥さんは、甲田町にお住まいで、長らく国税局に勤務され、現在は税理士として御活躍でございます。また現在、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員でもあられ、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともすぐれた方で、まさに安芸高田市監査委員として適任であると確信をしております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、同意第4号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

○山本議長 暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 同意第5号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○山本議長 日程第6、同意第5号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第5号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、下津江真由美さんが本年6月14日をもって任期満了になることに伴い、同氏を引き続き委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

下津江さんは、吉田町にお住まいで、長らく広島北部農業協同組合に勤務され、人事管理や法規にも精通されております。地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方で、まさに安芸高田市公平委員会委員として適任であると確信をしております。

どうかよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。
これより、同意第5号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意につ

いて」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第8 同意第7号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第9 同意第8号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○山本議長 日程第7、同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件から日程第9、同意第8号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります女鳥清治さんの任期が、本年6月14日をもって満了になることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

女鳥さんは、甲田町にお住まいで、長らく国税局に勤務され、現在は税理士として御活躍でございます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第7号、同じく「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、同意第6号と同様、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります木原張登さんの任期が、本年6月14日をもって満了になることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

木原さんは、向原町にお住まいで、長らく財務省中国財務局に勤務され、現在は行政書士として御活躍でございます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第8号、同じく「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、同意第6号、同意第7号同様、安芸高田市固定資産評価審査委



員会委員であります小川博昭さんの任期が、本年6月14日をもって満了になることに伴い、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川さんは、吉田町にお住まいで、長らく財務省中国財務局に勤務をされ、財政事務に携わってこられました。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定します。

これより、本件3件を個別に採決いたします。

初めに、同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第7号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第8号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 施政方針

○山本議長 日程第10「施政方針」。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成28年6月定例会の開会にあたり、安芸高田市長として3期目の市政運営に関する私の所信と、平成28年度6月補正における政策的経費、い

わゆる肉づけ予算の主要施策の概要についての御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じております。

先の市長選挙におきましては、市民の皆様方の信頼を得ることができ、安芸高田市長として、3期目の市政をスタートすることになりました。改めまして信託と職責の重さを痛切に感じるとともに、私の政治生命をかけて安芸高田市のさらなる活性化に全精力を注ぎ、改めて「人口減対策」等について挑戦していく思いでございますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

第1期の市長就任からこれまでを少し振り返ってみますと、合併して間もない時期の安芸高田市の市政を預かった当初は、合併後の6町の速やかな一体化を推進するとともに、それぞれの地域の個性を生かした新市の均衡ある発展と住民福祉の向上、安芸高田市のイメージアップや総合力の強化、広域的な視点による効率的な施策の推進や行財政基盤の強化等、合併によるスケールメリットを地域全体に波及させるよう努めることを胸に、スタートしたと思っております。

政治目標は、「旧町間の地域格差のないバランスのとれた施策の実行」、「市民の声を大切にし、市民の誰もがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、全力を傾注してまいったところでもあります。市長就任当時は、自民党から民主党へと政権が交代する中で、社会全体が大変な変革と新しい時代を希求する世情でございました。また、当時はリーマンショックが起こった時期でもあり、いわゆる世界同時不況の中、政治と経済の両方が混沌する極めて厳しい状況でありました。

こうした状況下ではございましたが、私が掲げました政治目標を達成するため、「新公共交通システム・お太助ワゴンの運行開始」、「小中学校への学習補助員の配置」、「ポルトガル語、中国語の通訳、翻訳員の設置など多文化共生の取り組み」を行ってまいりました。

同時に、新市建設計画に掲げた事業を継続し、「給食センター」、「葬祭場」、「し尿処理場施設」、「生涯学習センター」、「光ネットワーク」など、生活基盤施設を中心に着実に整備をしてきたところでございます。

さらには、安芸高田市の宝である毛利元就に関連する史跡群や甲立古墳などに代表される豊かな「歴史」、神楽やはやし田などに代表される独特な「文化」などを最大限に活用した地域活性化の推進にも力を注いでまいりました。中でも、「ひろしま安芸高田神楽の東京公演」や「高校生の神楽甲子園」などの開催、「ふるさと応援の会」の設立は、安芸高田市の名を全国に広める取り組みとなっております。

「土師ダムサイクリングターミナル」を中心とする周辺施設、「湧永庭園」、「神楽門前湯治村」や「たかみや湯の森」の温泉施設など、多彩な「観光資源」を活用して観光客の誘致に努め、「サンフレッチェ広島」、「ワクナガレオリック」といった日本を代表するトップレベルス

ポーツの応援・支援を市民とともに行うなど、各地域の宝を「オール安芸高田」の地域資源ととらえ、地域の活性化に取り組んでまいりました。

また、市長就任中に発生しました「東日本大震災」や「平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害」などは、これまでの常識を覆す極めて大規模な災害であり、改めて危機管理の重要性について考えさせられました。4月に発生しました「平成28年熊本地震」による被害を見ても、いつ・どこで・どのような災害が起こるかわからないという現実を見せつけられたと感じておるところでございます。

これらの自然災害に対する自治体の対応能力には、おのずと限界があり、これを補完できるのは市民によるマンパワーであると感じております。そうした意味では、これまでも取り組んでまいりました「市民総ヘルパー構想」、「自主防災組織の育成支援」などは、あらゆる面からこれらを補完する機能であり、「安全安心なまちづくり」につながるものと確信しております。あわせて、これまで唱えてまいりました「自助・共助・公助」の支え合いの考え方が、ますます必要不可欠になるものと確信をしたところでございます。

しかしながら、市長就任1期目、2期目におきまして、あらゆる取り組み、努力においても、人口減少・少子高齢化の進行をとめるには至らず、第1次総合計画に掲げました目標人口につきましては、未達成となりました。

市長就任3期目をスタートするにあたっては、まずはこの人口減対策に力を傾注させる覚悟でございます。

第2次安芸高田市総合計画、「安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、今のままでは平成36年の本市の人口は2万6,326人となり、平成27年と比較して3,350人減少する推計が出されております。そこで、この人口減少の歯どめ対策・少子高齢化対策の推進により、推計よりプラス1,200人を目標とし、平成36年の目標人口を2万7,500人と設定しました。この目標達成のためには、単純に言いますと毎年120人、月に置きかえれば毎月10人の人口をふやさなければ達成できません。このことは、非常にハードルの高い目標であります。人口増の取り組みとあわせて、人口流出抑止の取り組みも進める必要がございます。

国が唱える「まち・ひと・しごと創生」の趣旨を踏まえ、本市の総合計画、安芸高田市版総合戦略を踏襲し、目標人口の実現に向け、効果的な施策を展開してまいりたいと思っております。

人口の流出、特に若者の流出を抑止し、Uターン、Iターン等の移住者で本市に住む人をふやさなければなりません。移住を検討する人にとっての「住みたいまち」になるためには、市の魅力を磨き、高めていくことが重要であり、中でも「少子化対策」、「子育て支援」に力を注いでまいりたいと考えております。

先にも述べましたが、安芸高田市は、豊かな歴史、独特な文化、多彩

な観光資源などの「地域資源」に恵まれ、可能性に満ちた魅力的なまちでございます。あわせて、お太助ワゴンなどによる新公共交通システムや、クリスタルアージュ、生涯学習センターみらいなどの文化施設、都市部にも負けない光ネットワーク網の「インフラ基盤」、吉田総合病院を中心とした地域医療体制、市民総ヘルパー構想の特徴的な取り組みなど、「暮らしやすい仕組み」も備わっております。これら、本市の強みを有機的につなげて、「住みたいまち」、「子育てしやすいまち」としての魅力をより一層高め、市内外に積極的に情報発信することが重要と考えておるところでございます。

一方で、平成26年度から始まった普通交付税の合併特例加算措置の段階的な削減により、一般財源の減少は来年、再来年とあと2年続き、行財政運営はますます厳しいものとなっております。今後持続可能な行財政運営を行うためには、さらなる行政改革を推進していかなければなりません。

平成27年度からは「第3次安芸高田市行政改革大綱」によって、これまでの行政改革の取り組みを継続しつつ、新たな課題にも取り組むこととしておりますが、特に大きな課題になるのは、市が保有する公共施設のマネジメントと考えております。「安芸高田市公共施設管理基本方針」で示しました「現在ある公共施設の総延床面積の30%以上の縮減」を目標に、施設の統廃合を進めていく必要がございます。また、持続可能な行財政基盤をつくり、公平な負担の仕組みを確立するために、上下水道や公共施設の使用料などの「受益者負担の適正化」も進めていく必要がございます。利用者に対して丁寧な説明を行い、市民の皆様方に御理解をいただけるよう、協議しながら進めてまいりたいと思っております。

あわせて、全体の事業の見直しを進めることで、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」としての魅力をより一層高めるための施策に財政資源を集中して投入し、将来の目標人口の達成、また、各自治体が知恵を絞ってアイデアを競う地方創生の動きに乗りおくれることがないよう、他の自治体との競争に勝ち抜くことができる施策を実施してまいりたいと思っております。

これらの事業について、予算編成いたしました結果、骨格予算として編成いたしました今年度当初予算と今回の肉づけ予算を合わせたものが次のような規模となり、平成27年度の当初予算額と比較いたしますと、一般会計では193億5,220万8,000円で、対前年度比3%の減。11の特別会計は、合計で114億8,526万7,000円で、対前年度比2.5%の減。地方公営企業法適用の水道事業会計は4億3,665万5,000円で、対前年度比10.3%の減となりました。

また、今回の補正予算の中には、肉づけ予算以外に国の補正予算に伴うものを中心に、通常の補正予算も編成しており、その額は一般会計で3億9,541万4,000円となりました。

それでは、「安芸高田市総合計画」に掲げる「目指す都市像」でございます、三つの挑戦に沿って、6月補正予算のうち、肉づけ予算に掲げた施策を中心に、その大要を御説明申し上げます。

最初に、1つ目の「目指す都市像」人が集い育つまちづくりへの挑戦でございます。

ここでは、「生活基盤の整備」についての分野もございますが、「人口減対策」に直接つながる施策分野が集中しております。

特に、人口減対策に直接つながる若者定住の促進につきましては、第2次総合計画に掲げた目標人口の達成に向け、このことを最重要課題ととらえ、昨年10月に策定いたしました「安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、施策を展開してまいります。各自治体とも「地方創生」を着実に進めるため、具体的な施策の実行に移っております。本市もおくれることなく、積極的な取り組みを行ってまいりたいと思っております。

他市町に先行して行ってまいりました「空き家実態調査」の結果等を踏まえ、空き家、耕作放棄地などを活用した定住促進施策を推進するとともに、子育て・婚活住宅取得補助金などによる若者世帯の移住・定住を推進してまいります。

また、昨年度より採用いたしました他市町からの「地域おこし協力隊員」を今年度も増員いたし、移住者の増と地域の活性化を図ってまいります。

あわせて、結婚サポート事業につきましても、コーディネーターのスキルアップを狙う研修や結婚希望者の魅力アップを図るモチ講座の開催など、充実を図ってまいりたいと思っております。

既に整備されております高速通信網の光ファイバーと、市内の使われていない公共施設や空き家を活用して、サテライトオフィスなどの企業誘致を推進してまいりたいと思っております。また、一昨年度よりスタートしたネットショップを開設する事業者に対する支援制度に加え、新たに市内で起業しようとする方への支援事業をスタートしたいと思っております。さらには今後、クラウドソーシングの推進により、家庭でできる仕事をふやす取り組みも進め、安芸高田市での雇用の促進をしてまいりたいと思っております。

学校教育の充実につきましては、広島県内トップレベルの学力を身につけることを目標に掲げております。そのため、これまでも実施してまいりました「市の総合学力調査」につきましては、国・県が実施する学力調査も視野に入れたものとし、児童生徒個々の指導に生かす取り組みにすることとしております。あわせて、学習補助員・非常勤講師を小中学校に配置し、確かな学力の向上を目指していきたく思います。

新たな取り組みとして、学習がおくれがちな児童生徒のための家庭学習支援として行う「地域未来塾事業」をスタートさせます。教員のOBや地元大学生等、地域の人材を活用し、公営塾を開設するものでござい

ます。

教育のICT化の推進につきましては、平成27年度はモデル校を選定し取り組みを進めてまいりましたが、授業の進め方、教育効果等について検証を行い、市内の他校への効果的なICT活用の啓発、情報提供を行い、ICT支援員を中心に取り組みを継続いたしたいと思っております。

このほか、スクールサポーター事業も継続し、小中学校の生徒指導の充実に努めてまいりたいと思っております。

これまで保護者や地域の皆様と協議をしながら進めてまいりました学校規模適正化は、八千代・甲田地区の小学校の統合につきましては、平成30年4月を目標に基本協定を締結することができました。平成28年度は第2期推進期間の初年度となり、平成32年度までの間で、引き続き他の地区、また中学校の統合にも向け、協議を行うこととしております。

生涯学習の推進につきましては、引き続き文化センターや博物館等の社会教育施設、スポーツ施設の適切な管理運営を行い、利用促進に努めてまいります。今年度は、美土里B&G海洋センター体育館の大規模改修工事を計画しております。

また、市民の自主的な活動を尊重するとともに、魅力的な学習機会を提供し、自主的な芸術文化・スポーツ活動を通じて、文化的で健康な豊かな人生を送るための支援をしてまいります。そして、みずから意欲的に学び、学んだ成果をまちづくりに生かしていく生涯学習社会の構築を目指していきたくと思っております。

子育て支援の充実は、「まち・ひと・しごと創生」の大きな柱の一つでございます。本市では「保育料の無料化」を見据え、昨年度からの「第3子以降の保育料の無料化」に加え、今年度からは「第2子の保育料を半額」にいたしたいと思っております。

また、新たな取り組みとして、子どもが生まれた家庭に「子育て応援券」を配付し、市が行う子育てサービスを受けやすくする「子育て応援券発行事業」をスタートいたします。同時に、安芸高田市に生まれた全ての赤ちゃんとその保護者を対象に絵本を届け、幼少期から本に触れられるよう、「ブックスタート事業」を行ってまいりたいと思っております。

日中の預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりに対応する「ファミリーサポートセンター事業」につきましては、継続し利用者の皆様の御希望に応じてまいりたいと思っております。

また、近年、入所希望がふえております「放課後児童クラブ」などの児童の預かり施設の充実につきましては、「イルカクラブの拡張事業」や「根野児童クラブの合併浄化槽設置の環境整備事業」等を行い、入所の希望に応えられる体制を整えてまいりたいと思っております。

「子育て支援センター」の一時預かり、病後児預かりと、「こども発達支援センター」の親子教室・相談業務につきましては継続し、より充

実した取り組みとなりますよう努めてまいりたいと思っております。

子育て医療の充実につきましては、中学校3年生までの医療費の助成を高等学校3年生まで拡充し、不妊治療費の助成事業につきましても、上限額を撤廃することにいたしました。

これら、子育てや出産に向けての精神的・身体的・経済的負担の軽減を図る取り組みを充実させ、既存の定住促進事業と組み合わせてPR活動を積極的に行い、市外の子育て世代のU・Iターン等移住者の増加にも結びつけたいと考えておるところでございます。

続いて、生活基盤の整備についてでございます。水道3事業を統合し事業の効率化を図るとともに、水源の運用を広げ「未給水区域」の解消と安定した水の供給に挑戦してまいりたいと思います。

下水道につきましては、平成27年度に策定いたしました長寿命化計画に基づき、対策工事に向けた実施設計を行ってまいります。あわせて料金改定についての検討も進めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、東広島高田道路の工事を推進するとともに、市道の整備につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、お太助ワゴンをはじめ、鉄道やバスなどの公共交通の利用促進を図るとともに、現在検討が進められておりますJR三江線問題につきましても、沿線の皆様の生活交通を確保するため、関係者と十分協議してまいりたいと思っております。あわせて、国道54号線沿線活性化のため、道の駅整備につきましても、慎重に協議・検討してまいりたいと思っております。

光ネットワークを活用した新たな行政サービスの提供につきましても、健康管理や見守りサービスの事業化に向け、調査、研究をしてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の「目指す都市像」安心して暮らせるまちづくりへの挑戦について、でございます。ここでは、「安全安心対策」に加え、「自然環境」や「ごみの対策」についての施策分野でございます。

高度経済成長期に集中して建設された公共建築物は老朽化が進み、維持更新あるいは解体除去も含めて計画的かつ効率的に対応していかなければなりません。安芸高田市公共施設等総合管理計画において掲げました「公共施設の総延床面積の30%以上縮減」の目標に向けて、「公共施設の配置適正化」に取り組んでまいりたいと思います。また、橋梁や上下水道等のインフラ施設の更新時期も迫っております。公共施設の改修事業、通学路安全対策・市道機能強化事業を含めて、市民の皆様安心して使っていただけるように、インフラの安全確保、公共施設の改修等に努めてまいりたいと思います。

また、危険空き家の解消に向け、解体補助制度を創設し、所有者に対して危険空き家の適正な管理を呼びかけてまいりたいと思っております。

地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした自主

防災組織の設立や育成の支援を継続したいと思います。災害時には、市消防本部・消防署及び消防団との緊密な連携のもと、万全な体制で対応するため、消防団員の確保に力を入れるとともに、消防車両や防火水槽等についても計画的に整備してまいりたいと思います。今年度からは、11名の女性消防団員が加わり、新たな消防団活動の第一歩を踏み出しました。今後も引き続き、女性消防団員の確保に努めてまいりたいと思います。

4月に発生しました熊本地震による被害を見ても、いつ・どこで・どのような災害が起こるかわからないという現実を見せつけられた感じがしております。災害を避けることはできませんが、対処の仕方により被害を軽減することはできると思います。この間の大災害の教訓を生かし、行政としての災害時の対応マニュアルを改正・更新し、有事に備えてまいりたいと思います。

また、「安全・安心な住みよいまち」の構築に向け、今後も引き続き消費生活窓口の体制を維持してまいります。支え合う福祉社会の実現や医療体制の充実も、市民の安全安心につながる分野でございます。

団塊の世代の方々が75歳を超え、後期高齢者となられるころには、本市の高齢化率も40%を超えると推計されております。人口の減少に伴い、地域の互助機能や家庭での介護力が低下することが想定をされます。これまでも「市民総ヘルパー構想」を唱え、「自分たちの健康は自分たちで守る」という精神のもと、新たな「互助・共助」の形をつくり出す取り組みを進めてまいりました。高齢者の皆様方が可能な限り住みなれた地域や家庭で、安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、「市民総ヘルパー構想」の考えを継続しつつ、新たに地域包括ケア構築に係る地域機能の整備を図るため、モデル地区を定め生活支援員を配置し、住民の主体的な取り組みによる高齢者支援体制の確立を目指していききたいと思います。

これらの事業に、従来行ってきた介護予防活動や、生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防を目的とした健康づくり事業を組み合わせることで、健康で充実した生活と医療費抑制の両立を図ってまいりたいと思います。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJ A吉田総合病院とも連携いたし、地域医療体制の充実・機能強化を図ってまいります。J A吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」の運営につきましても、引き続き財政支援を行っていきたく思っております。

障害者福祉の推進につきましては、地域社会における共生の実現を図るべく、障害者福祉サービスの維持・向上に努めるとともに、障害者の自立と社会参加を目的とした支援や、本人とその家族に対する相談・支援体制の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、「自然環境」や「ごみ対策」について、でございます。

資源循環型社会を構築し、自然環境を守るための取り組みとして、E

COモデルタウン事業を実施しております。昨年度は、きれいセンターへのごみの搬入量を減らすため、ごみの分類を15分類から18分類にふやす取り組みを試験的に行ってまいりました。今年度も継続し、さらに21分類へふやすことを目標として計画をしております。

また、生ごみの有効利用と減量化を推進するため、生ごみ処理機への助成、資源ごみを回収する団体への助成を継続して資源リサイクルに力を入れ、ごみの減量化をさらに推進してまいりたいと思っております。

次に、3つ目の「目指す都市像」地域資源を生かしたまちづくりへの挑戦について、でございます。

今般の「まち・ひと・しごと創生」を目指す取り組みにおいて、産業の活性化は重要な柱の一つでございます。ここでは、安芸高田市の「宝」や「強み」を磨く取り組みや産業の活性化、中でも本市の基幹産業である農業について、TPP対策としての関連事業も含めて説明したいと思います。

国の補正予算分として、ハウス栽培を振興し年間を通して所得が得られる農業を支援する「産地パワーアップ事業」や「経営体育成支援事業」をはじめ、「担い手機械等整備支援事業」や市とJAが共同拠出した「農業後継者育成基金」を活用し、県立農業技術大学の学費等を支給するなど、将来の農業を支える担い手の育成及び確保にも継続して努めてまいります。あわせて、循環型農業の推進として、土づくりを支援してまいりたいと思っております。

羽佐竹地区大規模農業団地につきましても、整備を推進し、雇用の創出を図るとともに、参入いただく法人等と連携して、生産から出荷までのさまざまなノウハウを生かした安全安心な農産物の安定的な供給を目指してまいりたいと思っております。

一方で、シカ・イノシシ等の有害鳥獣対策については、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣捕獲班の活動を強化するとともに、狩猟資格後継者育成事業、防護柵等設置助成を継続いたしたいと思っております。ジビエの特産化については、食肉加工施設の改修を行い、ジビエの活用研究、商品開発・販売促進を強力に推進してまいりたいと思っております。

本市の豊かな自然に育まれた農産物の商品化の支援やブランド化の推進事業につきましては、引き続きJA広島北部と連携いたし、「三矢シリーズ」等の販売促進と新たな農産物や薬用作物の加工及び商品化を支援してまいりたいと思っております。また、「あきたかたのたからブランド」の開発・販売促進を支援するとともに、6次産業化についても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。さらに、アグリフーズの冷凍庫の整備に対して助成を行い、地場野菜の学校給食への活用拡大と調理用トマト等の市場への供給拡大を図ってまいりたいと思っております。

商工業者の支援につきましては、市内に立地いたしました企業に対する奨励金制度、先に人口減対策の部分でも説明いたしました、光ネットワークを活用してネットショップを開設する事業者に対する支援制度に

加え、新たに市内で起業しようとする方々への支援事業をスタートし、地域産業の振興に努めてまいります。また、市内の高校生の就労活動を支援し、地元企業への就職につなげる高校生キャリア育成事業も推進してまいります。

冒頭申し上げましたように、本市は豊かな歴史、独特の文化、多彩な観光資源など、数多くの「宝」と「強み」がございます。これらにさらなる磨きをかけ、「住みたいまちとしての魅力」をより一層高めてまいりたいと思います。そして、その魅力を積極的に市内外へ情報発信し、U・Iターン等の移住者増加につなげてまいりたいと思っております。

本市の宝の一つである「神楽」を活用した観光振興・地域振興施策につきましては、「高校生の神楽甲子園」や「ひろしま安芸高田神楽東京公演」が大きな反響を呼ぶなど、年を重ねるごとに着実に成果を上げていくところでございます。その成果の一つとして、地元安芸高田市を舞台としたNHKドラマ「舞え！KAGURA姫」の放映が決定いたしました。このドラマ化を機に、観光客の増、地域経済の活性化につながることを期待しておるところでございます。

これらの「安芸高田の宝」を磨く際には、市内外におられる本市の応援団「ふるさと応援の会」の皆さんの幅広い知見と人脈をお借りするとともに、昨年度より採用いたしました「地域おこし協力隊員」を今年度も増員いたし、市外から視点を生かし、安芸高田市の魅力づくりにつなげてまいりたいと考えております。

あわせて、市広報紙の編集・発行に民間のノウハウを加え、情報発信の強化を図ってまいりたいと思っております。

参加と協働によるまちづくりを推進するため、引き続き地域振興会の活動を支援してまいりたいと思います。また、これまで男女共同参画推進計画に基づき実施してきました取り組みを振り返り、成果と課題について整理をしつつ、新たに第2次男女共同参画推進計画を策定いたします。青少年の健全育成につきましても、関係機関・団体と連携し推進をするとともに、広報や研修会などの啓発に取り組んでいきたいと思っております。

多文化共生につきましては、多文化を理解し、多文化共生の視点を持つことにより、多様性のある地域づくりにつながると考えております。市民講座、外国語教室などを行うとともに、在住の外国人にとって暮らしやすい環境とするため、日本語教室の開催、相談員・通訳員の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、第3次行政改革の取り組みについて、でございます。

第1次、第2次行政改革を継続して、平成27年度からは第3次行政改革がスタートしております。平成26年度から始まった普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額は、平成30年度まで続き、ますます財政状況が厳しくなっております。こうした厳しい環境の中でも、人口減対策に必要な財源を確保するためにも、今後もたゆまず行政改革の努力を続け

てまいりたいと思っております。

第3次行政改革では、公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化を重点的に取り組むと同時に、引き続き職員の定員適正化計画に基づく取り組みを継続することとしております。

今年度、公共施設の配置適正化につきましては、甲立基幹集落センター・甲田保健センター・高宮基幹集落センター・高宮高齢者生産活動センターの老朽化した施設の解体の実施設計に着手いたします。

受益者負担の適正化につきましては、先ほど「生活基盤の整備」で御説明申し上げたように、上下水道料金の改定に向けた取り組みを継続するとともに、昨年度打ち出しました「公共施設の管理・運営方針」に基づく考え方により、公共施設の利用料金の見直し及び減免基準の見直しを行ってまいりたいと思っております。

これらにつきましては、市民の皆様には大きな影響を与えるものでございますので、皆様方に丁寧な説明を行い、情報を提供し、御理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

以上、私の市長就任3期目のスタートにあたり、今年度の政策的な部分の予算を中心に、本6月定例議会に補正予算として上程し、所信の一端を述べさせていただきます、施政方針とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○山本議長 これをもって施政方針を終わります。
この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第11 議案第55号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第56号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○山本議長 日程第11、議案第55号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から日程第15、議案第59号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの5件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億5,462万2,000円を追加し、予算の総額を197億4,762万2,000円とするものであります。

次に、議案第56号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ251万7,000円を追加し、予算の総額を41億4,095万8,000円とするものであります。

次に、議案第57号「平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,290万円を追加し、予算の総額を4億5,815万円とするものであります。

次に、議案第58号「平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,373万4,000円を追加し、予算の総額を9億1,253万3,000円とするものであります。

次に、議案第59号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の営業費用600万円を増額し、営業外費用44万4,000円の減額及び予備費を555万6,000円減額するものであります。

次に、債務負担行為の補正として、安芸高田市水道ビジョン策定業務の事項を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第46号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第16、議案第46号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第46号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴う農地利用最適化推進委員の設置並びに公職選挙法の一部が改正されたことによる共通投票所の投票管理者及び投票立会人の設置に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第47号 安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第17、議案第47号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布され、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を図るため、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第47号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いをいたします。

安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例は、市の機関の請求により出頭し、参加し、または出席した者に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めたものでございます。

このたびの改正は、議案書の裏面になりますが、第2条第1項の第8号でございます。平成28年4月1日施行の農業協同組合法等の一部を改正す

る等の法律の中で、農業委員会等に関する法律の改正も行われております。法律の改正に基づき、引用条項の整理、また文言として耕作者を農業者に、関係人を関係者にそれぞれ改正をいたすものでございます。

なお、附則により条例の施行日は、公布の日からとしております。以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第47号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第48号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等の一部を改正する条例

○山本議長 日程第18、議案第48号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。
本案は、広島法務局において、美土里町桑田地区、美土里町横田地区及び美土里町生田地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、3地区の山地番に係る地番が変更されたことに伴い、関係する4条例を改正するものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第48号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書にあわせ、説明資料を提出をしておりますので、そちらのほうの説明をさせていただきます。

説明資料の裏面をお願いいたします。

昨年及び一昨年も同様の条例改正をしておりますが、趣旨は広島法務局が行います山地番、耕地番における同一地番解消作業に伴う本市関係条例を一括整理するための条例改正でございます。

次に、条例改正の理由でございますが、広島県内では同一大字内の耕地と山間地に同一の地番が付され、いわゆる重複地番が多数存在している実情がございます。このことから、不動産登記関係の各種行政サービスにおいて、トラブルが発生しており、これらを解消するため、大字内の山地番のほうの地番を変更することとし、法務局において順次作業が進められているところでございます。

今回の作業は、平成27年度において、安芸高田市美土里町桑田、横田、及び生田の3地区で作業が終了し、山地番のほうにそれぞれ1万が加算され、その旨法務局より通知を受けたところでございます。

ちなみに、昨年度までに八千代町の全地域が終了しておりまして、今後は美土里町の残された地域の作業に取りかかる旨、お聞きをしているところでございます。

次に、議案書をお願いいたします。

議案書の1ページ以降に、右が改正前、左が改正後で整理をしておりますように、それぞれの施設ごとに関係をいたします地番に、1万を加算した地番を変更後として条例改正をいたすものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 不動産登記関係でインターネットの利用によって、行政にトラブルが多発してますということです。どんなトラブルで、どのぐらい発生したるもんか、わかれば教えてください。

○山本議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 具体的なトラブルの件数等までは把握をしておりますませんが、基本的には法務局のほうで、そういった事案が発生しておると聞いております。インターネットを見られて検索される方々は、インターネットの当然地番を頼りに検索をされるわけですので、その地番に重複が、山地番と耕地番で重複しておるということは、どちらの物件かということがわからないということから、例えば関係資料を取り寄せたときに違うとか、相手とお話するとき違うことを説明するとか。といったようなことがトラブルとして発生しやすいという状況を法務局のほうからお聞きをしております。

以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第48号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例等
の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第49号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第19、議案第49号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第49号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関  
する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げ  
ます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律、第9条第2項の規定に基づき、法定事務以外に個人番号を  
利用する事務、いわゆる独自利用の事務の追加及び庁内連携を行うこと  
に伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたしま  
す。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会  
に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第20 議案第50号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正す
る条例

○山本議長 日程第20、議案第50号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る子育て医療の充実のため、中学校3年生までの医療費助成を高等学校3年生まで拡充することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第51号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第21、議案第51号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成28年2月18日及び平成28年2月19日付で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正をされたことにより、安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第52号 市道の路線認定について

○山本議長 日程第22、議案第52号「市道の路線認定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第52号「市道の路線認定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案の整理番号1、市道上小原陰地線は、JR芸備線に分断をされ、緊急車両の通行に支障をきたしている当該地区へ、幹線道路を整備することにより、通行の利便性の向上、生活環境改善を図るため、延長1,600メートル、市道認定をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 議案第52号「市道の路線認定について」の要点の御説明をいたします。

本案の上小原陰地線は、JR芸備線に分断され、消防自動車や救急自動車などの緊急車両が通行に支障をきたしている当該地区に幹線道路を整備することにより、通行の利便性の向上と、生活環境の改善を図るため、延長1,600メートルを市道認定するものでございます。

説明資料に基づき、説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、位置図で場所を示しております。赤線で示している路線が今回認定する区間でございます。起点は図面下側、安芸高田市甲田町上小原尾首209番7地先から、終点は同じく上小原中合1031番1地先までの延長1,600メートル、幅員は2.5メートルから5メートルでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 この地域の生活環境の改善ということで、非常に重要な提案だと思えますけども、この市道認定がされれば、今後どういう計画でこの改良を進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 この路線、市道上小原陰地線につきましては、平成26年度に市道古旗線支線改良といたしまして、平成25年度から平成26年度まで280メートルを4メートルの幅員で整備しております。図面のほう見ていただきますと、ちょうど中ほどでございますけども、ちょうど鍵になったところがございますが、起点からこの部分まで、約800メートルでございます

けども、既に整備をしたところでございます。

今後、この鍵部分から終点側に向けて、市道では戸島迫線となりますけども、この部分までの改良工事の整備を進めている予定でございます。

既に60メートルにつきましては改良済みでございます。ことし150メートルを予定しております。

以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

5番 前重昌敬君。

○前重議員 先ほどは緊急車両等、こうした通る形が必要と言われました中で、この沿線沿いの世帯ですよね。世帯数がどれぐらいあるか調査をされて、こういった緊急性がやはりいるんだよと。中には地図を見ましたら、そこに出とる支線ですよね。その支線も位置づけすると見てわかるような状況になっとるんですが、そうしたところも加味されて、今回こういう位置づけをされてると思いますが、そういう沿線沿いの世帯といったものは調べておられますかね。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 当該地域でございますけれども、現在56棟ほど、棟というか戸数がございます。実際のところ、緊急車両等入らないところというのは既に整備をいたしておりますけども、残り3戸くらいが緊急車両等入れない状況というところでございます。また、この路線に通じて、本線の県道から上部に向けての道路がございますけども、この部分につきましては、芸備線に踏み切り等がございますので、この踏み切りが狭小でございますので、軽トラぐらいしか通れないという状況でございますので、こういった整備を進めるというところでございます。

以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号「市道の路線認定について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第53号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例

○山本議長 日程第23、議案第53号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第53号「安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年4月1日、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法や定数等が変更となり、さらに、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなったため、条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第24 議案第54号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第24、議案第54号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第54号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用のビラ、ポスター作成の公費負担の額を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第54号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選

挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成28年4月8日に公布、同日で施行をされております、公職選挙法施行令の一部を改正する政令に基づき、本市条例の関係部分を改正をいたすものでございます。

安芸高田市議会議員、及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の制度につきましては、平成23年の12月に条例化し、その後の市長選挙及び市議会議員選挙に適用してきたところでございますが、このたび公職選挙法施行令の改正において、3年に1度の基準額の見直し及び消費税が5%から8%に引き上げられたことにかんがみて、それぞれの基準額が改訂をされたことにより、本市の条例においても必要な改訂を行うものでございます。

具体的には、議案書の2ページをごらんをいただきたいと思っております。右が改正前、左が改正後の内容となっております。上から8行目になりますが、条例第4条第1項第2号アの規定は、選挙運動用の自動車の使用における公費の支払いを定めたうちの一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカーなど自動車の借入れを契約する場合に当たりますが、その1日の公費負担の限度額を現行1万5,300円から1万5,800円に引き上げるものでございます。

次に、同号のイの規定は、選挙運動用の自動車の燃料の供給に関する契約である場合において、その1日の公費負担の限度額を現行7,350円から7,560円に引き上げるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。上から2行目になりますが、第8条は市長選挙のみ対象となります、選挙運動用ビラの作成における公費負担を規定した内容で、1枚当たりの作成費用の限度額を7円30銭から7円51銭に引き上げるものでございます。

次に、3ページの中ほどになりますが、第11条は選挙運動用ポスターの作成における公費負担を規定した内容で、ポスター1枚当たりの作成単価の限度額を510円48銭から525円6銭に、またいわゆる原盤作成費用に相当する10万625円を10万3,500円に引き上げるものでございます。

4ページをお願いいたします。附則として条例の施行日を公布の日からとしておりますので、本年11月に予定をされております市議会議員選挙からの適用となります。

なお、先に執行されました市長選挙につきましては、政令施行日前の告示でありましたことから、本改正の対象外となっております。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第54号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○山本議長 日程第25、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番 宍戸邦夫でございます。

発議第2号につきまして、地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして提出するよう申し上げます。

安芸高田市の財政は、景気回復の実感がない状況の中で、税収の落ち込みに加え、地方交付税の合併特例加算の減額で非常に不安定な状況が続くものと予想されます。

そうした中であって、第2次安芸高田市総合計画の実現に向けた取り組みや、人口減少対策を含む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、新たな政策課題に直面しています。市民の皆さんのニーズに対応するためにも、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。

全国的に見ましても、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことがますます重要となっています。

このため、平成29年度の地方財政予算全体の安定確保に向け、国に対して地方財政の充実、強化を求め、意見書を提出するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、6月15日午前10時から再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員